

平成 30 年 2 月 1 日

学校法人理事長殿

東京都生活文化局
私学部長 金子光博
(公 印 省 略)

恒常的に保持すべき資金の額について (通知)

学校法人が恒常的に保持すべき資金の額 (以下「第 4 号基本金」という) については、平成 25 年 9 月 2 日付大臣裁定「学校法人会計基準第 30 条第 1 項第 4 号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について」のとおり算定式が変更されていますので、平成 29 年度計算書作成にあたり、適切な会計処理をお願いします。

なお、今回の改正による第 4 号基本金についての変更は注記事項の追加であり、学校法人会計基準第 3 4 条第 2 項の重要な会計方針の変更を行う正当な理由には該当しないという見解が文科省から示されております。

知事所轄学校法人 (高等学校を設置するものを除く) は学校法人会計基準第 3 9 条に定めるように「第 4 号基本金」の全部又は一部を組み入れないことができますが、現在「第 4 号基本金」の組入れをしている法人が、今回の改正を理由として会計処理の方針である基本金の組入方針を変更して、「全額を取崩し今後組み入れない。」とすることはできませんので、ご注意ください。